



わたしとまちの情報紙

サロマ

2006.4
No.582

平成18年度 町政執行方針
佐呂間町集中改革プラン
国保税・介護保険料が変わります

住民参加合併問題

住民の自主的・主体的な活動や住民と行政による協働を展開し、住民が参画する立場を尊重し、その意志を行政の施策に反映することができるよう、町政懇談会や各種懇談会等の公聴活動を積極的にを行い、住民参加の行政運営を充実させ住民との協働による町政の推進を図ります。

市町村合併につきましては、本年6月頃を目途に道が最終的な市町村合併構想を策定することから、今後提示される構想内容等を充分検討し、住民の適切な判断を得るため、合併に関する情報や内容を広報やホームページ等により速やかに周知し、関心と理解を喚起し住民との合意形成に努めます。

行財政運営

今、地方自治体の多くは、必要な財源を地方税で確保することが困難な状況にあり、歳入の多くを地方交付税に依存する脆弱な財政構造となっています。

平成16年度から始まった「三位一体改革」では、国庫補助金の廃止・削減、税源の移譲、地方交付税の見直しを一体で進めており、引き

続き「三位一体改革」を継続し、「第2期改革」では地方分権と財政再建を目的に交付税の見直しをするとしており、方向性次第では、今後の行財政運営に大きな影響が生じることが懸念されます。

このため、第3次行政改革推進委員会答申の基本方針を受けて、徹底した歳出削減、定員管理、給与の適正化、組織機構の簡素効率化、民間委託等を図るなど行財政運営全般にわたる改革を引き続き積極的に推進します。

産業の振興

本町の基幹産業である農業については、土づくりを基本とした農業生産基盤の維持、自然や環境に配慮した農業生産環境の充実、改善に努めるとともに、新規就農者対策や農業を継承し、さらに、新たに創設された農業担い手支援機構等に支援を行います。また、企業誘致の結果本年9月から本格稼働が予定されている有機性廃棄物肥料化工場に対し、農業関係はもとより様々な分野から排出される未利用資源の受け入れなど、今後とも協力関係を維持し資源循環型社会の構築に努めます。

水産業については、水産資源や漁場環境の維持保全に努め、増養殖

町民一人ひとりが協働の精神を持ち 次世代に悔いの残さない町づくりを...

本年は第3期総合計画の後半に入りますが、計画がスタートした時期とは国内の情勢が大きく変化し、合併新法のもと小規模自治体には大変厳しく、今後の地方財政運営に予断を許さない状況の中、今後の課題等を十分見極め、社会基盤の整備など必要な基本施策を進めていかなければなりません。

徹底した内部の行政改革を行ない、町民の皆さんには手数料・使用料の値上げ、補助金・負担金の削減、公共施設等の有料化等で新たな負担が生じることとなりますが、地域がしっかりと基幹産業を守り、充実した教育・福祉政策を行ない、生活環境や医療機関の整備を図り、来るべき次世代にいかに悔いの残さない町づくりを目指すかが重要です。

職員とともに従来の慣習にとらわれることなく、自己改革、自己責任、説明責任の観点にたち、常に住民と情報を共有し、住民の立場に立ってこれらの諸課題を解決するため、町民とともに真に住民自治の原点に立った行政を遂行し、住みよいまちづくりを町民とともに実現していく所存であります。

現在の厳しい現状を踏まえ財政の健全化に留意しつつ、地域経済の活性化と地域雇用の創出を図り創意と工夫に満ちた地域の形成、循環型社会の構築、安全で安心な少子・高齢化社会等、地域の課題に積極的に取り組んでまいります。以下町政執行方針の概要を申し上げます。

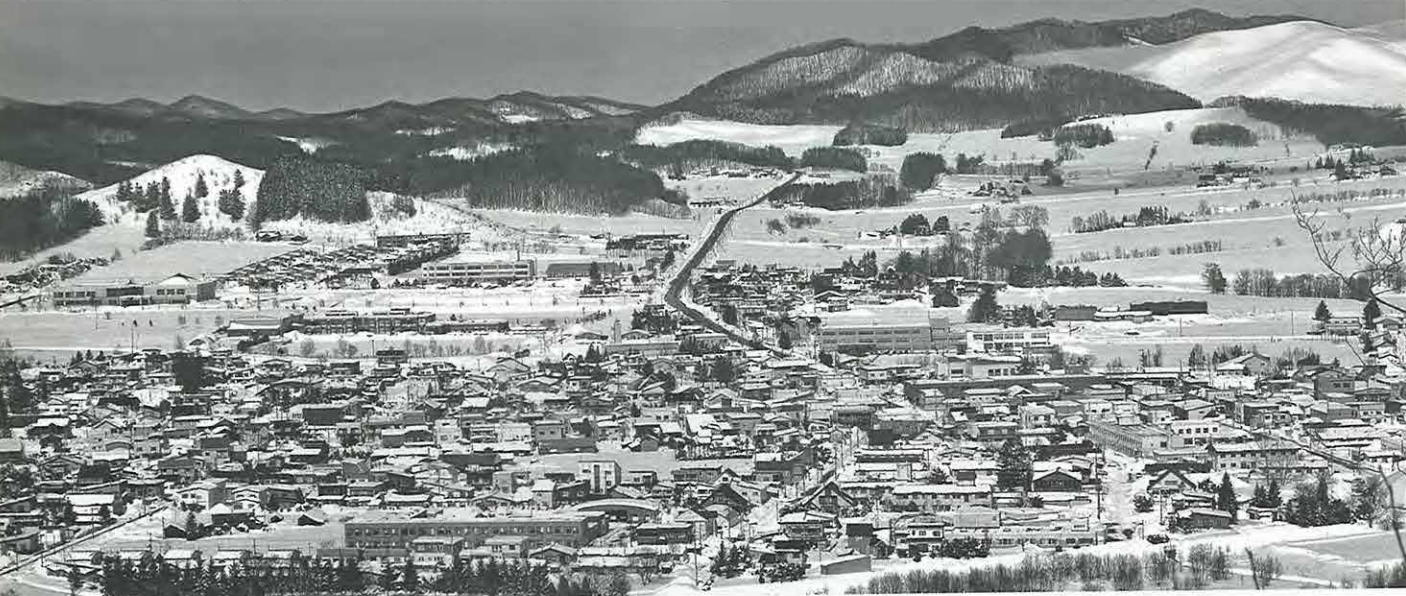
福祉医療の充実

技術の向上を図り計画的な栽培漁業、基盤整備を促進し、安定した水産物の供給に努め各種事業に対して支援を行います。

国の「地域創造支援事業」に対応し本町においても「雇用創出促進協議会」を設置し、事業主体である雇用促進協会と連携を図り雇用環境整備に努めます。

厳しい財政状態を乗り越えるため、従来実施してきた町単独の各種福祉施策の一部見直しを行い、法律等で定められている以外の施策や手当的な制度は基本的に廃止し、高齢者や障害者、生活弱者などの日常生活の支援や通院対策を重点とした施策を実施します。

介護保険制度は、サービス重視型から予防を重視した制度へと大きく



計画の作成に着手します。

生活環境の整備

ごみの収集については、現在の分別収集体制を維持しながら、本年度から有害な水銀が含まれている蛍光灯についても乾電池同様のリサイクル収集を行い、更なる環境の保全に努めます。

簡易水道の整備については、新規事業として浜佐呂間簡易水道区域拡張事業が道営浜幌地区営農用水事業との合併施工により実施されます。

下水道整備事業は計画していた整備が完了し、今後はより多くの水洗化普及率の向上に努めます。

道路整備は、佐呂間幸町新幸道路改良舗装工事の完了を目指し、新たに西富若里幹線道路改良舗装工事に着手します。

交通網については、学校再編に併せたスクールバスの運行状況を十分見極めながら、既存路線バスとの整合性、新たな路線の必要性など、総合的な町内交通体系の再構築を図るべく協議してまいります。

消防体制は、遠軽地区広域組合が遠軽・湧別・上湧別・佐呂間町の4町に再編されましたが、住民の生命財産を守るため組織の更なる充実強化に努めてまいります。

教育環境の充実

学校再編成による新たな体制のもと、新たな教育環境のもとで児童生徒が安心して学習活動に取り組める体制の構築に努めます。また、学校給食については、平成19年度供用開始に向け施設整備を進めると共に、地産地消を推進するため作業を進めます。

社会教育については、本年度からスタートする第5次佐呂間町社会教育中期計画に基づき、学習活動の奨励・援助や、自主的・主体的学習活動を支援していくため、情報提供の強化やニーズにあった事業の展開を推進します。

平成18年度予算 総額 80億732万円

一般会計	50億629万円
簡易水道特別会計	3億1,646万円
国民健康保険特別会計	8億4,685万円
老人保健特別会計	8億3,488万円
公共下水道特別会計	2億7,630万円
介護保険特別会計	4億5,645万円
介護サービス特別会計	2億7,009万円

18年度予算の内容については、「まちのしごと2006」をご覧ください。

国の三位一体改革の大きなうねりの中で、教育においても、義務教育に係る費用負担の在り方が論議されるとともに、激変する社会・経済の変化や子どもを取り巻く環境の変化などに主体的に対応する、活力ある社会基盤としての教育の役割は重さを増しており、これらの課題に挑まなければならない重要な時機となりました。

しかし、時代がどう変わろうと、社会がいかに変化しよう人間社会の存立基礎は教育にあります。我が国の教育は、伝統的に家庭や地域社会が豊かな人間形成に果たす重要な役割を担っていることを前提に推進された経緯があります。

このため、子どもが個性を生かし能力を伸ばし「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域社会が協力して人間形成を図る学校教育と、積極的に自己を高めて「生きがい」づくりの社会教育を融合させ、相乗効果を生み出す「こころを育む教育をめざす」教育を指標に努力していきます。

教育行政の推進にあたりましては、国の教育改革の動向を的確に把握するとともに、厳しい財政状況を十分踏まえ、創意工夫を凝らしながら、新しい時代に即した教育を進めてまいります。

平成18年度教育行政推進重点項目

- 一、「21世紀教育新生プラン」に基づき学校を再生し「確かな学力の向上」と「豊かな心の充実」「健やかでたくましい心身の育成」を図る学校教育の推進とそのための基盤整備
- 一、一人ひとりが生涯を通して生きがいのある充実した生活と自己実現を実感できる生涯学習社会の推進とそのための基盤整備
- 一、人々の生活に潤いや生きがいをもたらす文化活動や心身ともに健康で充実した生活を目指すスポーツ活動の推進とそのための基盤整備

学校教育の充実

長年の課題であった学校再編成のスタートであり、再編成された佐呂間小学校、若佐小学校、浜佐呂間小学校、そして佐呂間中学校は新たな環境のもとで教育活動を展開します。

学校経営は、学校長を中心とする教職員の創意工夫のもとと学校課題や重点を明らかにし、生きる力を培うという観点を踏まえ、教育課程の編成

実施を通して自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する能力に加えて自らを律しつつ他人と協調し、人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性となぐましく生きる体力を重視する観点にたち、調和のとれた児童生徒の育成に努めなければなりません。

学校再編成に併せ、本年度から本格的に学校評議員制度をスタートさせますが、委員の意見を尊重しながら、開かれた学校づくりに努め、学校評価の工夫・改善に努めてまいります。

また、学校再編成の大きな課題であった通学体制につきましては、再編成準備委員会での意見や要望を踏まえ、可能な限りの対応をしてまいります。

社会教育の充実

社会教育は、人々の生涯にわたる学習の機会や場を提供し、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる環境づくりが大切です。

本町の社会教育目標である『人々を地域を 夢を育む サロマンの未来』を基底とする第5次社会教育中期計画が本年度からスタートします。この計画は、中期計画策定委員が町民の意見を聴取し数多くの会議を重ね、今後5年間の方向性を示したものです。この計画に基づき、人々の自主的・主体的な学習意欲を喚起し、多様化、高度化する住民ニーズに応える事業の展開に努め、住民への参加奨励、学習情報の提供、社会教育関係団体への支援に努めます。

また、芸術文化活動の推進については、創立40周年を迎える町文化連盟や芸術文化事業企画委員会等への支援を図ってまいります。

町民のスポーツ活動は、「生涯スポーツの町宣言」に沿ったスポーツの振興に努め、社会体育と「スター」が連携を取りながら各種スポーツ教室等の実施、各種スポーツ団体への支援や総合型地域スポーツクラブ設立への支援を図るなど、スポーツの振興に努めてまいります。



さよなら佐呂間幼稚園

3月17日、最後の卒園式・修了式が行われ、佐呂間幼稚園が33年の歴史に幕を閉じました。

『明るく、優しい、元気な子』を目標とし、約950名もの卒園生が巣立っていきました。式は、園児たちが元気一杯に最後の幼稚園歌を歌い、たくさんの思い出を胸に幕を閉じました。



自動車防犯診断

3月22日、防犯協会では佐呂間市街の自動車防犯診断を行いました。

最近、増加傾向にある車上荒らしなどの犯罪を未然に防ぐため、ドアロック、貴重品の有無、キーのつけっ放しなど数項目のチェックを行い、盗難の被害に遭わないよう注意を呼び掛けました。



老人クラブ、冬期レクリエーション開催

毎年、各地区の老人クラブが集まって開催される冬期レクリエーションが今年も3月17日、総合体育館で行われました。

冬は家に閉じこもりがちになり、身体を動かす機会をつくるため行われています。競技は、正確投げ、ハッピーボウリング、輪投げの3種目が行われ各チーム熱戦を繰り広げ、運動不足を解消しました。



消防庁長官から竿頭綬を授与

この度、佐呂間町消防団が平成17年度消防庁長官定例表彰(団体の部)で竿頭綬を授章、平成18年3月3日東京「ニッショーホール」において行われた表彰式で消防庁長官から授与されました。

この表彰は、防火思想の普及、災害防御活動、消防施設の整備などにおいて、他の模範となると認められた消防団に対し贈られるものであります。

行財政改革による 5年間の財政効果額 5億600万円

行政改革

集中改革プラン策定の趣旨

少子高齢化による人口減少時代の到来を迎え、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後は地方公共団体が中心となつて住民の負担と選択に基づき地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があります。加えて、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民組織をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていくことが必要となっています。

このような状況の中で、地方公共団体は新しい視点に立つて不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが重要な課題となっています。平成17年3月29日に総務省は、地方公共団体が一層積極的に行政改革を推進するよう「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、平成17年度中の行政改革大綱の見直しと平成17年度から平成21年度にかけての5カ年の具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」の公表を義務付けました。

本町の行政改革の取り組みは、昭和60年に第1次、平成8年に第2次の行政改革大綱を策定し、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指してきたところであります。

さらに、国の指針を受け、平成17年8月に第3次となる佐呂間町行政改革大綱を策定したところであり、これら行政改革大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するため「佐呂間町集中改革プラン」を策定いたしました。

これまでも、事務事業・組織機構等の見直しや、定員管理及び給与等適正化の推進、民間委託等の推進、情報化による行政サービスの向上に努めてきましたが、今後においても、さらなる行財政の効率化と住民サービスの向上を図るため、徹底した行財政改革に取り組んでいきます。

計画期間

この集中改革プランは、平成17年度を起点とし、平成21年度までとします。

計画期間中の財政効果

計画期間中の平成17年度から平成21年度の5カ年間の財政効果額は、歳入と歳出を合わせると、5億589万5千円になります。

区 分		効果額
歳入	使用料・手数料の見直し	43,225,000 円
	合 計	43,225,000 円
歳出	人件費の削減	▲ 224,884,000 円
	補助金等の整理合理化	▲ 107,378,000 円
	事務事業の再編・整理、廃止・統合	▲ 108,772,000 円
	施設維持費の見直し	▲ 21,636,000 円
	合 計	▲ 462,670,000 円

I. 歳入の見直し

■超過課税の実施、法定外税新設

税財源の確保を図る観点から、標準税率を上回る課税の導入の検討、さらに新たな財源確保のための、新税の導入について調査研究を進めます。

■税の徴収対策

本町においては、平成13年度から徴収対策室を設置し、税の収納対策について積極的に取り組んできていますが、今後とも一層の収納率向上を図ります。また、滞納者に対する行政サービス停止条例等の制定や、悪質な滞納者に対する滞納者公表制度の導入についても検討を行います。

■未利用財産の売り払い等

厳しい財政状況に対応するため、管理コストや将来における利用の可能性、周辺環境等を踏まえ、未利用普通財産の売却、賃借、他用途での有効活用を総合的に検討し、町有財産等の有効的運用を図ります。

加えて、財産の適正な賃貸料金の見直しに努めます。

■使用料・手数料の見直し

公共施設等の使用料については、受益者負担の原則を踏まえ、既存料金の改定、さらに現行の無料施設について

も原則有料化とし、平成18年度から実施します。また、平成18年度以降においても一層の利便性向上を図るとともに、人件費や物件費等施設の管理コストの削減に努め、併せて受益と負担の観点から使用料・手数料、負担金等の見直しについて検討を行います。

■使用料・手数料改正の主な内容

効果額4,300万円

1. 水道料・下水道料

基本料金20%程度引き上げ

超過料金15%程度引き上げ

2. 保育料

・佐呂間保育所

国の基準の70%程度に引き上げ（現行60%程度）

・へき地保育所

・国の基準の50%程度に設定（現行町独自基準）

3. 各種手数料

・網走支庁管内町村の同種料金の最高額を基準に改正

・住民基本台帳に関する手数料

・租税公課に関する手数料

・地籍に関する手数料 など

4. 新たに有料化する施設

パークゴルフ場／テニスコート／総合グラウンド／100年広場多目的広場／ランニングコース（武

道館・温水プール内）／学校開放に係わる体育施設（体育館・グラウンド）／総合公園バーベキューハウス／公営住宅、特定公共賃貸住宅（共用部分）

5. 料金改正を行う施設

温水プール／トレーニングルーム／スキー場リフト／総合グラウンド照明施設／老人福祉センター浴場／町営バス／火葬場／産業廃棄物処理施設／建設作業機械

6. 減免規定を見直し原則有料化とする施設

佐呂間コミュニティセンター／若佐コミュニティセンター／浜佐呂間活性化センター／屋内ゲートボール場／地場産品開発研究センター／町民センター／体育館／武道館

II. 歳出の見直し

■人件費の削減

効果額2億2500万円

①職員数の削減

職員の定員管理の取り組みについては、新たな行政課題や社会情勢の変化にも対応できるよう、組織機構の見直しを行いつつ、当面、退職者不補充と

19名減員

計画期間中の職員削減計画

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
職員数	139名	134名	129名	129名	125名	120名
退職予定者	5名	5名	5名	1名	5名	6名
採用予定者	0名	0名	0名	1名	1名	1名
増減	▲5名	▲5名	▲5名	0名	▲4名	▲5名

※職員数には、町長・助役は含みません。

して計画的に職員削減を図り、平成17年4月1日現在と比較して、平成22年4月1日においては、19名（13.67%）の削減を目標とします。

②給与の適正化

町長、助役をはじめ、職員給与等の削減、及び議員定数の削減等については、近年、重点的に取り組んできています。今後も、時間外勤務手当の抑制、振替勤務の活用や、時差出勤制度の導

近年の給与適正化の取り組み状況

◇平成14年

特別職等の給料月額を引き下げ。町長4万円、助役3万円、収入役・教育長各1万円、議会議員の期末手当加算額を15%から10%に引き下げ。一般職の管理職手当を3%削減。

◇平成15年

特別職等の給料月額を引き下げ。町長3万円、助役・収入役・教育長各1万円。議会議員報酬月額引き下げ。議長1万円、議員5千円。寒冷地手当特例加算額を50%削減。特別職の期末手当役職加算を廃止。特別養護老人ホームの生活指導員に対する特殊勤務手当を廃止。特別養護老人ホームの看護職・寮母・寮夫に対する特殊勤務手当を50%削減。

◇平成16年

寒冷地手当特例加算額を廃止。一般職の期末勤勉手当役職加算を50%削減。特殊作業用自動車運転手当を廃止。ハチ駆除・野犬掃討手当を廃止。議会議員の期末手当加算額を廃止。特別養護老人ホームの看護職・寮母・寮夫に対する特殊勤務手当を廃止。

◇平成17年

一般職の期末勤勉手当役職加算を廃止。特別職等の給料を12.5%引き下げ。特別職等の期末手当を10%削減。議会議員報酬を10%引き下げ。議会議員の期末手当を10%削減。一般職の期末勤勉手当を10%削減。一般職の管理職手当を2%削減。住宅手当(持ち家)を3千円引き下げ。

Ⅲ. 補助金等の

整理合理化

効果額1億700万円

■補助金等の整理統合

平成18年度に向けて、補助金の廃止、補助率の見直し、補助金の定率カット等を実施し、補助金の適正化、スリム化を進めていきます。

平成19年度以降においても、補助制度の必要性、効果、コストの観点などから総合的に検討するため補助金等交付基準の整備を行い、補助制度等の適正化に努めます。

■扶助制度の見直し

社会保障制度として各種法令に基づくものの以外で、高齢者、心身障害者、児童などを援助するため町が独自に負担している経費のうち、真に必要としているものかどうか、制度そのもののあり方も含め見直しを行います。

Ⅳ. 事務事業の再編・

整理、廃止・統合

効果額1億900万円

社会情勢の変化と新たな行政課題や複雑多様化する住民ニーズに対応するため、事務事業については、効果や効

率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、行政評価制度の活用等により事務事業の整理合理化を進めます。

■計画期間内における取り組み目標

○学校再編事業

小学校9校、中学校3校を、小学校3校、中学校1校に再編する。

○保育所・幼稚園統合事業

幼稚園、富武士・若里保育所を廃止し、佐呂間保育所に統合する。

○大型車両運行事業

大型車両等による維持業務について、民間委託に向けた取り組みを進める。

○バス運行事業

町営バス・スクールバスの運行、管理のあり方について検討を行う。

○特別養護老人ホーム運営事業

特別養護老人ホームの運営について、法人等への移譲、または指定管理者制度による委託を検討する。

○老人デイサービスセンター運営事業

老人デイサービスセンターの廃止について検討する。

○屋外プール事業

入を図り、適正な人事評価や職員配置により、人件費総額の削減に努めます。

③委員会・審議会等の見直し

各種委員会・審議会等については、その必要性を十分に検証するとともに、委員数、委員構成などの見直しを行います。また、各種委員会・審議会委員である非常勤特別職の報酬については、従来から特別職の給料、議会議員の報酬等の改正に連動し見直しが行われてきた経過にあります。特別職給

与、議会議員報酬等については、削減見直しが行われていることから、非常勤特別職についても報酬の見直しを行います。

○改正後の組織数

32組織↓22組織(10組織の減)

○改正後の委員定数

444名↓241名(203名の減員)

○報酬額の見直し

10%程度削減

浜佐呂間プールの廃止について検討する。

○公用車の配車見直し事業

公用車の配車を見直し、台数削減を行う。

○内部効率化事業

一般事務費の節約による削減を行う。

※実施にあたっては、地域住民や施設利用者と十分な協議を行い取り進めていきます。

V. 施設維持費の見直し

効果額2、200万円

地方自治法の改正により、公の施設を民間等に管理委託ができる指定管理者制度が導入され、本町においても制度の導入を図るとともに、除雪作業等の委託など、民間活力の推進に努めてきました。今後においても「民間にできるものは民間で」の考えのもと、市場原理が的確に働く領域にあつては民間に委ね、民間の経営ノウハウを活かした効率的でかつ質の高い公共サービスを展開していきます。

また、施設の一層の利便性向上を図るとともに、人件費や物件費等施設の維持管理コストの削減に努めます。

■計画期間内における取り組み目標

○指定管理者制度を導入する12施設

施設名	目標時期
悠林館「かぶとむし」	17年度
物産館「みのり」	17年度
屋内ゲートボール場	18年度
老人福祉センター	18年度
佐呂間コミュニティセンター	18年度
総合体育館	19年度
町民センター	19年度
漁村環境改善総合センター	19年度
武道館・温水プール	21年度
特別養護老人ホーム	21年度
若佐コミュニティセンター	21年度
浜佐呂間活性化センター	21年度

○新たに業務委託する6施設

施設名	目標時期
スキー場	17年度
総合グラウンド	18年度
多目的広場	18年度
パークゴルフ場	18年度
ゲートボール場	18年度
総合体育館	18年度
テニスコート	19年度

行財政改革の推進にあたり

職員も頑張っています！！

お知らせしていますように、町では行財政改革を積極的に推進し、使用料の改正や各種補助金の見直しなど、行政運営全般にわたる抜本的な見直しに取り組んでいるところです。行財政改革の推進にあたり、職員においても、職員数の削減や、給与の適正化に重点的に取り組み、人件費総額の削減に努めていますが、この他にも、各種業務委託の見直しや内部管理経費、施設維持費の削減に取り組んでいます。

例えば・・・

庁舎内のトイレ清掃等

庁舎内のトイレ清掃を委託していましたが、業務委託を廃止し、現在は勤務終了後に職員が行っています。また、来客用の湯呑み茶碗などの食器洗いなども同様に職員が行っています。

小破修繕

施設や看板の塗装の塗り替えなども、職員で行えるものは職員が行っています。

文書の收受発送

文書の收受発送などの業務は、これまでは臨時職員を雇用して行っていましたが、雇用を廃止し、現在は職員が行っています。

この他にも、河川の樋門管理や勤労者住宅分譲用地の空き地の草刈業務についても、今後は職員が行っていきます。また、封筒の再利用の推進や、職員の健康管理に留意しつつ、蛍光管の間引きなどによる節電にも積極的に取り組んでいます。

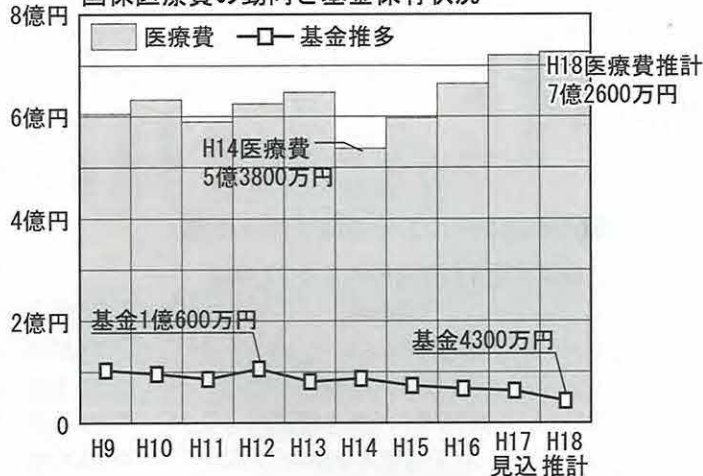
国民健康保険税

町では国民健康保険税の税率改正を行います。平成 11 年度以来、7 年ぶりの大きな改正となります。国保加入世帯のみなさまには、国保会計の実情をご理解の上、今後とも期日までの納入にご協力いただきますようお願いいたします。

■改正の理由

本町の医療費の動向は、平成 14 年度以降増加の一途をたどり、その一方、保険給付に対する加入者の負担（国保税）割合が低下してきており、これまでも一般会計からの繰り入れにより保たれてきた会計運営は、より一層、その依存度が高くなっています。また、平成 12 年度末時点で約 1 億円保有していた国保事業基金は、平成 17 年度末見込みで約 6 千万円まで落ち込み、このまま推移すると数年で基金が底をつき、適正な国保会計が確保できない状況となることが予想されます。このため、保険給付と加入者負担割合とのバランスを保ち、「独立採算」を基本とした健全な国保会計の運営のため、国民健康保険税の税率改正を行います。なお、税率の改正にあたっては、医療費の動向及び経済状況等を十分勘案し、毎年見直しを行うこととします。

国保医療費の動向と基金保有状況



■改正の内容

これまでの税率は、応能割合（所得割・資産割）、特に所得割に対する依存度が高く、この結果、高所得者層及び中間所得者層への負担が集中する傾向にあったため、税額の算出にあたっては、低所得者層のみならず各階層に対し十分配慮した賦課を行い、負担の公平を図るため応益割合（均等割・平等割）を引き上げ、平準化（応益割合 45% 以上）を実施するとともに、限度額についても地方税法に定める額まで引き上げることとします。

改正後の税率等（平成 18 年 4 月 1 日から）

税率等	医療分		介護分	
	改正	比較	改正	比較
所得割率	7.3%	▲ 0.8%	0.4%	0.1%
資産割率	32.0%	▲ 18.0%	5.7%	1.3%
均等割額	32,000 円	10,000 円	7,500 円	1,700 円
平等割額	33,500 円	7,500 円	4,800 円	900 円
限度額	530,000 円	10,000 円	90,000 円	20,000 円
応能割合	52.0%	▲ 11.0%	50.0%	0.0%
応益割合	48.0%	11.0%	50.0%	0.0%

■改正による新たな軽減措置

平準化の実施により、これまでの 6 割・4 割の軽減率から 7 割・5 割の軽減率が適用されるとともに、対象世帯が拡大されその世帯に対しては、2 割の軽減率が適用されることとなります。

軽減対象となる世帯	減額する額※1	
	現行	改正
総所得金額※2 ≤ 330,000 円	6 割	7 割
総所得金額※2 ≤ 330,000 円 + 被保険者数（世帯主を除く） × 245,000 円	4 割	5 割
総所得金額※2 ≤ 330,000 円 + 被保険者数 × 350,000 円	—	2 割

※1 減額する額は、均等割額及び平等割額

※2 総所得金額は、前年の世帯全員の所得金額

◆ 3 人家族で、課税標準額 3,000,000 円、固定資産税額 70,000 円の場合の計算例

◆ 今までの計算では…

【医療分】	【介護分】
所得割額 $8.1\% \times 3 \text{ 百円} = 243,000 \text{ 円}$	所得割額 $0.3\% \times 3 \text{ 百円} = 9,000 \text{ 円}$
資産割額 $50\% \times 70,000 \text{ 円} = 35,000 \text{ 円}$	資産割額 $4.4\% \times 70,000 \text{ 円} = 3,080 \text{ 円}$
均等割額 $22,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 66,000 \text{ 円}$	均等割額 $5,800 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 17,400 \text{ 円}$
平等割額 $(26,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 世帯}) = 26,000 \text{ 円}$	平等割額 $(3,900 \text{ 円} \times 1 \text{ 世帯}) = 3,900 \text{ 円}$
年税額 370,000 円	年税額 33,300 円

平成 18 年度からは…

【医療分】	【介護分】
所得割額 $7.3\% \times 3 \text{ 百円} = 219,000 \text{ 円}$	所得割額 $0.4\% \times 3 \text{ 百円} = 12,000 \text{ 円}$
資産割額 $32\% \times 70,000 \text{ 円} = 22,400 \text{ 円}$	資産割額 $5.7\% \times 70,000 \text{ 円} = 3,990 \text{ 円}$
均等割額 $32,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 96,000 \text{ 円}$	均等割額 $7,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 22,500 \text{ 円}$
平等割額 $(33,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 世帯}) = 33,500 \text{ 円}$	平等割額 $(4,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 世帯}) = 4,800 \text{ 円}$
年税額 370,900 円	年税額 43,200 円

介護保険料

65 歳以上（第 1 号被保険者）の基準額保険料は月額 **2,800 円** → **3,600 円** に !!

介護保険制度は、40 歳以上の方に納めていただく保険料などを財源として、サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。

介護保険は、これまでの介護サービスの利用実績をふまえ、これからも安心して介護を受けるために必要な費用を見込み、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料を 3 年に 1 度見直すこととされており、3 月に開催されました町議会定例会において、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の保険料が決定し、基準額保険料は、月額 3,600 円となりました。保険料は、前年の課税状況や所得などに応じて次の 6 段階（現行第 5 段階）に区分され、それぞれの保険料は、7 月中旬に通知いたします。（制度改正により、現行第 2 段階が細分化され、低所得者の保険料を軽減することとなりました）

【第 1 号被保険者の所得段階別保険料】

区 分	対象となる人	基 準 保険額	負担 割合	保険料月額	保険料年額
第 1 段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税	3,600 円	0.50	1,800 円	21,600 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税 （課税年金収入額＋合計所得金額 ≤ 80 万円 / 年を満たす者）		0.50	1,800 円	21,600 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税（第 2 段階に該当しない者）		0.75	2,700 円	32,400 円
第 4 段階	本人が町民税非課税（世帯に町民税課税者がある場合）		1.00	3,600 円	43,200 円
第 5 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 200 万円未満		1.25	4,500 円	54,000 円
第 6 段階	本人が町民税課税で合計所得金額が 200 万円以上		1.50	5,400 円	64,800 円

※「合計所得金額」とは、実際の収入金額ではなく収入金額から必要経費等に相当する金額を控除した金額のことを言います。
 ※平成 17 年度の税制改正における高齢者の非課税限度額の廃止に伴い、町民税非課税者から課税者となり保険料段階が上昇する者へは、平成 18 年度から 2 年間に亘り保険料の負担を軽減する措置が講じられます。

高齢者福祉サービスが見直されました

町では、高齢者の皆さんが介護を必要とする状態に陥ったり、さらに状態が悪化しないよう防止し、できる限り自立した生活を続けられるための支援を行うことを目的に、福祉サービスとして「生活支援・介護予防事業」を行っております。この事業については多くのメニューがあり、一部のサービスでは利用者負担として利用料をいただいておりますが、平成 18 年 4 月からの介護保険法の一部改正に伴い事業の内容について見直しを行いました。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

1. 高齢者定期バス運賃助成事業

高齢者定期バス無料乗車券交付事業を改正し、利用料の一部を有料としました。（利用券購入の際に、窓口で 1 枚につき 100 円を負担していただきます。）

※平成 18 年 7 月 1 日から実施

2. 介護サービス低所得者対策助成事業

居宅介護サービス利用者のうち、町民税非課税世帯の利用料の軽減率を 1/2 から 1/4 に改正しました。

3. 生活管理指導員派遣事業

生活援助を 1 時間以上利用した場合の 30 分毎の加算が廃止されました。（※身体介護に係る利用料については変更ありません。）

利用時間	30 分以上 1 時間未満	240 円
	1 時間以上	330 円

4. 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

新料金 2,210 円（旧 2,470 円）（居住費・食事代を含む）

5. 生きがい活動支援通所事業（デイサービス）

	新料金	旧料金
1. 基本料金 （日常生活訓練、趣味活動等）	530 円	440 円
2. 送迎加算	基本料金に含む	100 円
3. 入浴サービス	50 円	40 円
4. 食事代	自己負担	自己負担

※改定後の料金は介護保険制度における介護認定で経過的要介護（これまでの要支援者）と認定された方の利用者負担分を基準としております。

制度を廃止する事業

◆老人居室整備資金貸付事業 ◆介護手当

ここ数年利用希望者がなかったり今後も利用見込みがないもの、介護保険制度の普及により介護サービスが十分浸透しているなどの理由により廃止するものです。

年金

町民課
Tel 2・1213

年金制度が変わります

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。

平成18年4月からの主な変更点は、次のとおりです。

国民年金

▼保険料額が改正されます

平成18年4月～平成19年3月までの国民年金保険料は、月280円引き上げられ、月額13,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年度月額280円引き上げられ、最終的に月額16,900円となる予定です。これは、年金を支える力と給付のバランスを取るためのものです。

※参考 年金は、納付した額の1.7倍以上となります。基礎年金額の1/3（将来は1/2）は国庫負担です。今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担があることで、若者であつ

ても平均では納付した額の1.7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

▼ご存じですか？学生納付特例制度！そして若年者納付特例制度！

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満の方であつて、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金等を受けることができなくなります。

手続は簡単です。学生納付特例・若年者納付猶予制度は、役場の町民課戸籍年金係へ申請して下さい。※申請の際に印鑑と学生の方は学生証をご持参してください。

年金給付関係

▼平成18年度の年金額は0.3%引き下げとなります

平成17年の年平均の全国消費者物価指数が、対前年マイナス0.3%であったため、平成18年度の年金額は、前年度より0.3%少ない額となります。満額の老齢基礎年金の場合は、月額200円ほど引き下げとなります。

平成18年4月分から新しい年金額となりますので、6月の定期支払（4月及び5月分）から年金額が変更となります。

▼障害基礎年金と老齢厚生年金等を併せて受給できるようになります

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとして、平成18年度から、65歳以上の方は、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組合せについて、併せて受給（併給）することができるようになります。

なお併給を申請される場合は、選択申出書を提出していただく必要があります。

総合公園・交通公園・小公園が
5月1日オープンします。

バーベキューハウスは“有料”になります

■使用できる時間 午前10時～午後7時（照明設備・電源はありませんのでご注意ください。）

■使用料 12人用：1台2,100円、6人用：1台1,050円（12人用9台、6人用2台が使用できます。）
※焼肉用網やプレートは使用料に含まれますが、炭は各自持参下さい。

※使用上注意事項は必ずお守り下さい。

■申込み 使用する3日前までに役場町民課へお申込み下さい。

交通公園鉄道記念館について

鉄道記念館は午前9時～午後5時までの開館となります。展示場の見学希望の方は片平食堂までお申込み下さい。

各公園に公衆トイレを設置しております。皆さんが気持ち良く使うためにマナーを守ってお使い下さい。

■お問い合わせ 町民課生活環境係 Tel 2-1213

■お問い合わせ
ねんきんダイヤル
年金被保険者
Tel 0570・05・1165
年金を受給している方
Tel 0570・07・1165
または、お近くの社会保険事務所・年金相談センターまでどうぞ。
・社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

佐呂間町消防団春季連合消防演習に伴いサイレンを吹鳴しますのでお知らせします。

■春季消防演習

4月16日（日）9時
佐呂間町総合体育館駐車場

■サイレン吹鳴

4月16日（日）8時
佐呂間・若佐・栄・浜佐呂間

消防署佐呂間支署 Tel 2-3637

下水道
建設課
Tel 2・1210

下水道への接続をお願いします

町では平成5年から下水道施設の整備を開始し、平成10年から順次、利用可能地区を広げ、平成17年度を以て、計画されている佐呂間地区、浜佐呂間地区、富武土地区、若里地区の全ての地区で下水道の利用が可能となつていきます。

下水道は、悪臭や害虫の発生、排水路の汚損や河川や湖の水質悪化を防ぐ等、地域の生活環境や自然環境の改善や保全を目的に整備されていますが、現在の下水道加入率は6割弱に止まつており、本来の効果をも十分に発揮するまでには至つておりません。快適で住み良い生活環境を実現するためには、地域全体で下水道利用を進めることが必要です。下水道を利用可能な地域にお住まいの皆様におかれましては、積極的に下水道への接続をしていただきますよう

お願い申し上げます。

尚、下水道が利用できない地域にお住まいの皆様には、合併処理浄化槽を設置するための補助制度も用意されています。

下水道の適正利用について

各ご家庭の台所やトイレから公共枵までの排水設備は、個人の所有物であり維持管理についても、個人の費用負担で行わなければなりません。これらの排水設備を詰まり等の問題もなく正常に維持管理していくために次の事に注意するようお願いいたします。

- ・水洗便所では、尿尿及びトイレットペーパー以外の物を流さないで下さい。例えばティッシュペーパー、生理由用品、たばこの吸い殻、布、紙おむつや除菌クリーナー等は詰まりの原因になります。
- ・台所では、調理くずや食べ残し、天ぷら油やサラダ油を流しますと、管内に付着し最終的には詰まつてしま

う原因になります。台所では水切りネットを利用し調理くずや食べ残しを流さないようにするとともに、天ぷら油やサラダ油は処理剤を使つて固形化するか新聞紙等で吸い取つて、「燃やすゴミ」として処理して下さい。

・ガソリン、シンナー、ペンキ等を流すと、排水設備を損傷する可能性があります。また発火や爆発の危険性もありますので、絶対に流さないで下さい。

生活環境
町民課
Tel 2・1213

生ゴミ処理機と生ゴミ処理容器(コンポスト)の購入費補助金を廃止します

生ゴミ処理機及び生ゴミ処理容器の購入者に対し購入費の一部助成を行つて参りましたが、今般の行財政改革の一環として平成17年度をもって終了させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

手作り生ゴミ処理容器

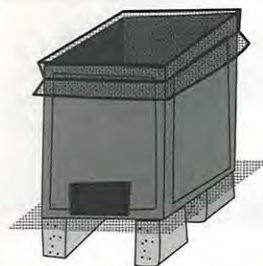
昨年11月に開催されました佐呂間高校3年生による町政懇談会で、高校生の研究成果として『手作りの生ゴミ処理容器を普及させてリサイクル意識を広めては』との提案がありました。ゴミの減量、リサイクル推進のため、是非みなさんもお試しく下さい。

■用意するもの

- ・ダンボール (10 kg程度のみかん箱が適当)
- ・土 (ダンボール箱の半分より少し多めにいれる)
- ・腐葉土 5 kg
- ・米ぬか 3 kg (米ぬか以外に醗酵促進剤でもOKです：毎回)
- ・新聞紙 2～3 日分

■作り方

- ①ダンボール箱のふたの部分を立て、隅と底をガムテープで補強する
- ②正面下方に取出し口を開ける。
- ③箱に新聞紙を敷く。
- ④腐葉土 5 kgと米ぬか 3 kgを入れ、よく混ぜ合わせる。
- ⑤取出し口の穴をベニア板などでふさぐ。



■設置場所

日当たりの良い風通しのよい場所。雨よけをする。

■生ごみの埋め方

生ごみを細かく切り刻み、米ぬかをまぶした生ごみを5回で一巡するように埋める。埋めたときは返しをして空気を入れる。(注：玉子の殻や玉ねぎは醗酵しづらいです)

■注意すること

温度が出ないときは米ぬかを加える。蓋をしないと通気性が悪いのでネットなどを被せる。ねずみ対策のためにも底にネットなどで防止策をとる。底に水分がたまらないよう通気をはかる。

国保

保健福祉課
Tel 2・1212

国保の加入と喪失の届出

国保の加入者の資格は、職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方を除いて、その市町村に住所がある方は、その市町村の国保に加入しなければなりません。(学生など特別な場合は除きます。)

就職して職場の健康保険に加入したときや、退職をしてぬけた場合など国保の資格に異動が生じたときは、14日以内に届出を行ってください。

特に6月までは、土木、建設、水産加工等の事業所で働き始める方や、学校を卒業して就職をされる方が多くいらっしゃる時期です。

届出を忘れていると、そのまま国保税が課税されたり、保険の給付を受けることができなくなります。届出は、役場保健福祉課医療保険係、若佐支所、浜佐呂間出張所のいずれでもできますので、忘れずに届出を行ってください。

さい。

また、新たに国民健康保険以外の健康保険に加入された場合は、継続して診療を受けている医療機関の窓口に新しい保険証を提示してください。

相談

保健福祉課
Tel 2・1212心身障害者総合相談所
巡回相談

北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されます。身体障害及び知的障害を持つ方々の医学的・心理学的判定、補装具の処方及び適判定、その他専門的相談などを承ります。

▼北見市保健センター

平成18年5月30・31日

平成19年2月7日

▼網走市総合福祉センター

平成18年9月12・13日

平成19年2月6日

▼紋別市総合福祉センター

平成18年10月18日

※各相談を希望される場合、時間調整のため事前予約が必要で、福祉係又は保健師までお申し込み下さい。

北見児童相談所移動
総合相談室

北見児童相談所による移動総合相談室が佐呂間町で開設されます。発達、非行、不登校、しつけ、手帳(再)判定など相談種別は問いません。内容に応じて、判定・助言を行います。

▼相談日

6月7日(火) 11月21日(火)

▼相談場所 町民センター

▼開始時間 午前10時(ご都合にあわせて調整いたします)

▼お問い合わせ 福祉係

募集

国税専門官募集

人事院・国税庁では、国税専門官採用試験の受験生を募集しています。

■受験資格

・昭和54年4月2日(昭和60年4月1日生まれ)の者
・昭和60年4月2日以降生まれ

「サロマの琥珀」
を贈呈します

町内で行われる結婚祝賀会に町からのお祝いとして、サロマの琥珀を雛壇用に2本、参会者用各テーブルに1本を贈呈します。祝賀会発起人の方は、開催の2週間前までにお申し込みください。

経済課商工観光係

Tel 2-1200

広報誌「ほっかいどう」が生まれ変わります

これまでの冊子スタイルからタブロイド判に、発行回数は年2回から年6回(奇数月発行)に増える予定です。配布については、今後は新聞折込等により、みなさんご自宅へお届けします。また、より多くの皆さんに読んでいただくため、公共施設や郵便局、金融機関などにも備えることにしています。

新聞を取られていない方などで、郵送を希望される方には個別で送付いたしますので、ご連絡ください。

新広報誌「ほっかいどう」第1号は、5月1日発行予定です。どうぞ、ご愛読ください。

■お問い合わせ

北海道知事政策部知事室広報広聴課広報グループ
Tel (011)204-5110

健康カレンダーが完成しました！

「平成18年度版佐呂間町健康カレンダー」が完成し、自治会加入世帯には1世帯1部が各自治会・町内会から配布されます。

新規転入世帯及び自治会未加入世帯、未配布の世帯等がありましたら、役場保健福祉課保健推進係又は町民課環境衛生係に直接取りに来ていただきますようお願いいたします。

なお、1世帯2部の配布はご遠慮下さい。

■カレンダー掲載内容

H 18年4月～H 19年3月分

ごみ収集及びし尿汲み取り日程、各種検診日程、乳幼児予防接種及び健康相談日程

- れの者で次に掲げる者
- ①大学を卒業した者及び平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 申込受付期間
4月3日～4月14日消印有効
- ・申込書の提出は、できるだけ郵送（配達記録）にしてください。
- ・持参する場合は、受付時間9時から17時までです。（土・日曜日は除く）
- 試験日
- ・第一次試験 6月11日
 - ・第二次試験 7月24～27日のうち指定する日
- 試験地 道内は札幌市のみ
- 申込書提出先 札幌国税局（札幌市で受験する者）
- 合格者発表日
- ・第一次試験 7月4日
 - ・最終合格 8月29日
- お問い合わせ
札幌国税局人事第二課人事専門官
Tel 011・231・5011
北見税務署総務課
Tel 0157・23・7151
札幌国税局ホームページ
<http://www.sapporo.nta.go.jp>

自衛官補募集

陸・海・空幹部候補生を募集します。採用後、約1年間の教育を経て、幹部に任官し指揮官、幕僚、職域教育などの学校教官、新装備の研究開発など重要なポジションで活躍することになります。

■身分 特別職国家公務員

■俸給

大卒 213,300円

大学院卒 231,200円

※平成17年3月31日現在

■期末・勤勉手当、休日など

年2回 年間4.4ヶ月分、週休

2日制、祝日、年末年始及び

夏季特別休暇、年次休暇など

があります。

■有給休暇 年24日

■受付期間 平成18年4月1

日～5月12日

■試験日 平成18年5月20

21日 ※21日は飛行要員のみ

■受験資格 日本国籍を有

し、平成19年4月1日現在、

20歳以上26歳未満の者

※22歳未満の者は大卒見込み

含む。大学院修士課程修了

者については28歳未満。

■お問い合わせ

・自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所

遠軽町岩見通南3丁目

Tel 01584・2・6616

・役場町民課住民生活係

Tel 2・1213

営宅 建設課
Tel 2・1210

公営住宅の空家状況

平成18年3月27日現在の町営住宅の空家状況をお知らせします。

入居申し込み、家賃・敷金、入居資格等については、建設課にお問い合わせください。

◆若里団地			
1階3DK	2戸	※	8,600円～
◆栄団地			
2階3LDK	2戸		15,300円～
◆浜佐呂間第2団地			
1階2DK	1戸		5,700円～

※印は、60歳未満でも単身入居が可能な住宅です。

※栄団地は、上記家賃のほかに共益費（月200～300円）がかかります。

サイクリスト募集

第25回記念インターナショナルオホーツクサイクリング2006

7/7 FRI～9 SUN

■コース概要

オホーツク沿岸縦断コース 212キロ（3市7町）

雄武町→興部町→紋別市→湧別町→佐呂間町→北見市→網走市→小清水町→斜里町

■参加資格

①高校生以上で自己の責任でサイクリングを行える者。但し、健康な身体を有する者。

②父母又は高校生以上の兄弟と共に走行する小学生以上は参加できます。なお、小中学生は父母又は父母と同等の全責任を負える方の承認印を必要とします。

③70歳以上の高齢者は家族の同意書が必要です。

■参加定員

1,500名

■参加費

一人15,000円

（7,8日の2泊、及び8日9日の食事代、軽食、飲物、スポーツ保険を含む）

■申込期間

平成18年5月1日（月）～5月20日（土）の20日間

（当日消印有効、但し定員になり次第締め切ります）

■申込方法

申込書と参加費等を同時に実行委員会事務局宛で現金書留にて送付してください。申込書（開催要領付）は4月中旬までに市町村、サイクリング協会等に送付します。

■参加決定

参加決定者には6月中旬までに参加証を交付します。

■お問い合わせ

オホーツクサイクリング実行委員会事務局

〒0930292 北見市常呂町字常呂 323 番地 北見市常呂総合支所内

Tel (0152)54-2111 Fax(0152)54-3887

Okhotsk
Cycling

ADSL

企画財政課
Tel 2・12214

浜佐呂間地区 待望のインターネット トブロードバンド化!

本年5月から浜佐呂間地区において、NTT東日本が提供するインターネットのフレッツ・ADSLサービスが始まります。

同地区では、昨年からADSL誘致の会（代表 藤原一成氏）がADSL誘致のため加入希望者を募っていました。が、この度加入希望者が目標数に達したことから、誘致の会と町とでNTT東日本に対し要望書を提出し、サービス提供が決定となったものです。

■供用開始（予定）日
平成18年5月15日

■サービス提供タイプ
フレッツ・ADSLモアII
(24M・40M)

■サービス対象地区

浜佐呂間地区（浜佐呂間、仁倉、幌岩、浪速地区）

※ただし、地区内であっても浜佐呂間の電話交換局舎からの距離によっては、通信

速度が著しく遅い地域やサービスを利用できない地域（通常は局舎からの電話線の距離が5km程度までが可能と言われています）がありますので、加入希望者で局舎から遠い距離の方におかれましては、事前にNTT東日本・北海道とご相談ください。

助成

経済課
Tel 2・1200

創業する皆さんを応援します

厚生労働省では創業する方を対象に、創業支援金と労働者の雇い入れに対する雇用奨励金を支給します。詳細は、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。（地域創業助成金制度）

■助成対象事業者

▼平成18年4月1日以降に法人の設立又は個人事業を開始する事業主（雇用保険の適用事業の事業主であること）

▼継続して雇用する労働者を2人以上の雇い入れる事業主（うち1人以上は非自発

的離職者）、但し非自発的離職者自らが創業する場合は、1人以上の雇い入れ及び非自発的離職者でなくとも対象となります。

※非自発的離職者とは、会社の倒産や定年など自らの意思によらずに離職した方です。

■助成額

▼創業助成金 150万円、500万円を限度として、創業6ヶ月以内にかかった経費の2分の1以内（限度額は雇用者数等に応じて異なります。）

▼雇用奨励金 非自発的離職者1人の雇用に対し30万円（短時間労働者は15万円）

■お問い合わせ 商工観光係

その他

こんなとき、行政相談委員に相談してください!

行政相談委員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する民間有識者の中から総務大臣が委嘱するもので、皆様の身

近な相談相手として、相談を受け、助言や関係行政機関への通知などの仕事を行う、無報酬のボランティアです。

国の行政機関、特殊法人などの仕事、手続き、サービスについて、▼苦情がある、困っていることがある▼こうしてほしい▼苦情を申し出たが、説明や措置に納得がいけない▼苦情や困っていることについて、どこに相談してよいか分からない▼制度や仕組みが分からない、などのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

もちろん、個人の秘密は厳守いたします。

■行政相談委員は、

永代町 十亀 伸さん
Tel 2・2426

「北海道国民保護計画」の策定について

平成16年9月、国民保護法が施行されました。国民保護とは、この法律に基づき、外国から武力攻撃を受けた場合や大規模テロ等が発生した場合に、国や道、市町村等が、住民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

平成18年度毒物劇物取扱者試験

- 試験日 8月3日（木）13時～15時30分
- 試験地 札幌市、旭川市及び帯広市
- 願書受付期間 4月3日～5月12日
- 受験願書の配布 北海道紋別保健所及び北海道紋別保健所遠軽支所にて配布
- 受験手数料 11,000円（受験手数料分の北海道収入証紙を受験願書に貼付します）
- 合格発表日 9月1日（金）

道では、万が一、こうした事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などを行うための「北海道国民保護計画」を本年1月に策定しました。

北海道国民保護計画を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、各市町村に配布しておりますので、是非ご覧ください。

計画の内容については、道のホームページでもご覧いただけます。
<http://www.pref.hokkaido.jp/soumu/sm-ksnjl/index.htm>

■お問い合わせ

北海道総務部危機対策室 危機管理グループ

Tel 011・231・4111

内線22・593593

自転車・オートバイは防犯登録をしましょう

雪解けを迎え、自転車やオートバイを利用する機会が多くなると、不注意から盗難被害も増加します。

大切な自転車やオートバイを盗難被害から守るために、

▼丈夫なカギを取り付け、確実にカギをかけましょう。

▼オートバイには、ハンドルロックをしましょう。

万が一被害に遭ったときの早期発見のために、

▼防犯登録をしましょう。

防犯登録手続きは、指定された販売店で行っています。登録すると、登録番号や車体番号から持ち主がわかりますので、被害回復の可能性が非常に高くなります。

登録費用は、自転車が500円で10年間、オートバイは1,000円で7年間登録されます。遠軽警察署

「S-F商法(催眠商法)」に注意!

チラシを配ったり、景品を無料(または格安)で配布するなどして会場に集め、高額商品を強引に販売する業者にご注意ください。

★★★販売方法★★★

日用品等を無料で配り、別の会場(民家など)に誘導します。

会場では日用品や雑貨等、様々なものを無料(あるいは格安)で配り「もらわなければ損」などの異様な雰囲気を作り出し、最終的には「本日限り大特価」などと銘打って催眠状態に陥っている消費者に高額な商品(寝具、電気治療器、健康食品など)を契約させます。

悪質な場合は、会場入口をふさぎ、帰宅したい人も契約するまで帰さないなど、契約を強要する事があります。

★★★アドバイス★★★

①無料・格安で景品を配っている人が誘う会場には決して行かない。

②会場に入ってしまった場合は、できるだけ早く会場から出る。

③契約してしまった場合は、早めに消費生活センター等の相談窓口相談する。

※契約日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(契約の無条件解約)の通知を出して解決することができます。

主な相談窓口

○北海道立消費生活センター

Tel (050) 7505-0999 (相談専用電話)

午前9時～午後4時30分(土・日曜日、祝祭日を除く)

○北海道立消費生活センター網走相談所

Tel (0152) 61-3018

午前10時～午後4時(土・日曜日、祝祭日を除く)

○役場経済課商工観光係 Tel 2-1200

安易に「無料贈呈」などといった言葉につられて会場に行かないこと。また日頃から unnecessaryなものは買わないように心掛けることが大切です。

あいあい通信

楽しい子育て応援します!!

リサイクルコーナー開設

『あいあい』の掲示板に、リサイクルコーナーを用意しました。



乳幼児用品(チャイルドシート・三輪車・おもちゃ等)で、「ゆずります!」「ゆずってください!」という品物があれば、来所時にセンター職員に声をかけて下さいね。

子育て支援センター『あいあい』 Tel 2-1255

頼にあたる風も心地よい季節となり、日一日と春を感じるこの頃ですね。

昨年の12月から始まった『あいあい』での開放事業も4ヶ月が経ちました。私たち職員は、毎日お母さんと子ども達からたくさんのパワーをいただき、楽しい時間を過ごすことが出来ました。ありがとうございました。

平成18年度もお母さんと子ども達が、あそびの場や出会いの場・話し合える場や相談の場として、子育て支援センター『あいあい』を楽しく利用していただけるように頑張ります。

サロマ げんき 王国

【問合わせ】
保健福祉課 保健推進係
TEL 2-1212

痛風、風に吹かれても激痛



「痛風」という言葉は知っていても、体の中で何が起きているかよくわからないという人が多いようです。ここでは、病気の仕組みや対処法などを考えてみたいと思います。

「痛風」と「高尿酸血症」

痛風は、老廃物である「尿酸」という物質が関節にたまり、その物質による炎症のため、激しい痛みを生じる病気です。健康診断などで、「尿酸値が高い」と言われた人もいるでしょう。血液中の尿酸値が高いと言うことは、

痛風発作を起こす可能性のある要注意状態と言えます。

ちなみに、痛風発作を一度でも起きた場合を「痛風」、単に尿酸値が高いだけの状態を「高尿酸血症」と呼んでいます。

痛風発作

ある日突然襲う、足指や足首の激しい痛みが痛風発作、これは結晶化して関節にたまった尿酸が、何かの拍子にはがれたときにおこるのです。白血球が関節内にはがれた尿酸の血しゅうを異物と認識し、それを取り除こうと働く結果、炎症（関節炎）がおきて痛みが生じるのです。痛風発作の約7割が足の親指の付け根が、足首の関節に起こるといいます。手足は体温が低く、尿酸が結晶化しやすいことや、足には外力がかかりやすく、そのときに尿酸の結晶がはがれて、関節炎が起きるのです。

放置は危険

痛風発作は必ずしも激しい痛みばかりとは限らずなかには「ねんざかな」と見過ごしてしまうこともあります。痛み止めを飲めば2、3日で軽快したり、治療しなくとも痛みは1週間ほど

食生活改善委員会 トゥモローライフさろま

1人分→約30Kcal

1人分→約63円

ほうれん草のレモン浸し

【料理の豆知識】

減塩の方法として、薄味をごまかすというのがあります。お浸しを食べるとき、普通に醤油をかける場合、かける人自身がたくさん醤油をかけてしまえば塩分のとり過ぎにつながります。今回の料理は、あらかじめだし割り醤油をつくり、だしの風味とレモンの酸味を強めにつけて薄味をごまかすことで、薄味でも美味しく食べられる工夫をしています。

●材料（小鉢3つつ）

ほうれん草1束と1/3（280g程度）、レモン汁大さじ1、レモンの皮細切り少々

●合わせ調味料

しょうゆ大さじ1、みりん大さじ1、だし汁（かつお節）50cc

●作り方

①ほうれん草は熱湯でかためにゆでます。水にとつて冷まし、水けをしっかり絞り絞ります。

②合わせ調味料を火にかけて、ひと煮立てし、冷まします。

③レモン汁を絞ります。レ

モンの皮は表面を薄くむいてから、みじん切りにします。



レモンの皮は、白い部分は苦味が強いの、黄色い部分を丁寧に剥きましよう。

④ほうれん草を3センチ長さに切って水けを一度しぼり、器に盛り付けます。

⑤盛り付けた器に、②の合わせ調味料を上からかけて、レモン汁をふり入れます。上にレモンの皮のみじん切りを飾ります。



調味料が薄味なので味がぼやけないようにほうれん草の水気はしっかりと絞りましょう。



で消えてしまうので尿酸値が高いままでも放置している人も多いといえます。放置しておくとう発作を何度も繰り返すようになり、やがて関節に尿酸がたまって「痛風結節」というこぶが出来ることがあります。また、常に多量の尿酸を尿中に排泄していると「尿路結石」が出来たり、腎臓の働きが低下して「痛風腎」と呼ばれる腎障害を起こし、人工透析にいたる場合もあるので、痛風があるということは、同じような生活を背景とする高血圧、高脂血症なども進行しやすく、その結果、動脈硬化が進んで「心筋梗塞」などの重大な病気の危険も高くなるのです。発作がおさまった後も尿酸値、そして生活習慣を管理していくことが大事になります。

治療のスタートは生活習慣の改善

1. 食事の総エネルギーを減らす。

肥満のある人が体重を減らすと尿酸の排泄がよくなり、尿酸値が改善する事がわかっています。尿酸値が高い人は、プリン体が多く含まれる食品が気になるかもしれませんが、プリン体は、尿酸に分解される前段階の物質でほとんどの食品に含まれているのです。偏った食べ方や、食べすぎに気をつければ、プリン体の過剰摂取は防げます。

2. アルコール摂取を減らす。

尿酸値の高い人が気をつけなければいけないのはアルコールの取りすぎです。ビールがよいのはよく知られていますが、これは原料の麦芽にプリン体が多く含まれているからです。しかし、アルコールが分解される過程で尿酸が必ずできるのでプリン体だけを気にして『ビールはよくないが焼酎ならよい』と考えている人もいますがそれは間違いです。お酒の種類だけでなくアルコールの摂り過ぎ自体が問題である事を心得てほしいものです。

3. 水分を十分に取る

体内の尿酸は、腎臓を経て尿中に排泄されます。水分をたくさん摂り尿量を増やせば、それだけ多くの尿酸が排泄されることになります。

4. ゆっくり有酸素運動を

日ごろからよく体を動かして、運動不足を解消しておくことも大切です。のんびり、ゆったりがポイント。ウォーキングや軽いサイクリングなどの有酸素運動は代謝がうまく行くので尿酸に分解される量は少なくなるのです。逆に、がむしゃらに運動したり筋肉トレーニングするのは尿酸が大量に作られてしまうので尿酸値があがってしまいます。

セフティロード☆サロマ

毎月1日は佐呂間交通安全の日、15日は道民交通安全の日

春の行楽に伴う交通事故防止

～思いやる 心ひとつで 事故はゼロ～

【歩行者、自転車の方へ】

○道路を横断する時と、車がないこと、車が止まってくれたを確かめてから横断しましょう。

○交差点を横断する時は、左折車や右折車の動きにも十分注意しましょう。

○自転車も「とまれ」の標識ある場所では、必ず止まって左右確認しましょう。

○自転車に反射材を取り付けて、夜間はライトを点灯しましょう。

【ドライバーの方へ】

○もしものときに、あなたを守ってくれるもの、それがシートベルトです。必ずシートベルトを着用しましょう。また、子どもにはチャイルドシートを必ず着用させてください。

○時間に余裕をもって運行計画を立てて、スピードの出し過ぎや無理な追越をしないようにしましょう。

○交差点を右左折する際は、十分に速度を落とし、横断する歩行者や自転車の動きに注意し、左右の安全を良く確かめましょう。

デイ・ライト(昼間点灯)

運動通年展開中



昼間点灯で交通事故減少の効果! 皆さんも是非参加してください。

◆4月6日～4月15日
◆年間スローガン
“ストップ ザ 交通事故!!”
～めざせ 安全で安心な車社会(北海道～

- ◆重点
- 子供と高齢者の交通事故防止
- 速度上昇期に伴うスピードの出し過ぎ防止
- 自転車の安全利用の推進
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

春の交通安全運動

「STOP ザ 交通事故!!」

ドライバー にぎったハンドル 責任重大 佐呂間中学校1年 日沼 絵理香

◆ 人のうごき ◆

— 2月末現在 —

人口 6,362人 (— 5)
 男 3,056人 (— 2)
 女 3,306人 (— 3)
 世帯数 2,504戸 (— 1)
 () 内は前月比です。

◆ 交通事故発生状況 ◆

— 平成18年2月末 —

発生 1件 (— 1件)
 死亡 0人 (± 0人)
 傷者 2人 (— 1人)

※ () 内は、前年比

※ 発生件数は人身事故の件数

交通死亡事故0運動

100日

— 3月27日現在 —

◆ あとがき ◆

▼この春の人事異動で、広報の担当を離れることになりました。4年間、私なり努力してまいりましたが、誤字・脱字、訂正など、皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたことを、この場を借りてお詫び申し上げます。4月からは新しい係で、町民の皆さんのため頑張っていきたいと思ひます。これからも広報サロマをご愛読願ひます。

◆ 表紙 ◆

「佐呂間幼稚園開園式の様子」

◆ 広報に対するご意見・ご質問
 やまちであった出来事、話題
 がございましたらお待ちして
 おります。

発行/佐呂間町

〒093-0592

常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

編集/町民課住民活動係

TEL 01587-2-1213

佐呂間町 URL

http://www.town.saroma.hokkaido.jp

◆この広報紙は再生紙を利用しています。

広報サロマ 4月号 No.582



西堀 紗弥 ちゃん
 平成17年4月29日生
 (西富 西堀 孝司・真弓さん)



渡邊 花珠 ちゃん
 平成17年4月17日生まれ
 (北 渡邊 良一・まゆみさん)

はじめまして、にしほりさやです。わたしの大好きなことは、パパにたかいたかいをしてもらうことです。早く歩けるようになって、公園で遊びたいな。みなさんよろしくね。

はじめまして わたなべ はなみです。毎日お姉ちゃんが遊んでるおもちゃをいたずらして困らせてます。早く歩けるようになって散歩がしたいな。みなさんよろしくね。

※「baby face」では掲載するお子さんを募集いたします。掲載を希望される方は、誕生月の前月10日までに保健福祉課保健師までご連絡ください。なお、希望者多数の場合はこちらで抽選させていただきますことをご了承ください。

若里 宮前町 若里 富武士 若里 若里 香典返しを廃して
 小坂 佐藤 桐山 近藤 水戸 薫
 勝 良一 三津代さん 守 さん
 さん さん さん さん

社会福祉協議会
 (永代町 阿部真・育美さん)
 ご寄付ありがとうございます

★阿部 拓歩くん
 平成18年2月14日生

(宮前町 片平尚宏・恵美さん)
 平成18年2月13日生

★片平 海姫ちゃん
 平成18年2月12日生

★穴戸 結音ちゃん
 平成18年2月12日生

お誕生おめでとうございます

篤志寄附 一金 参十万円
 この度、伊藤 佐千子さん
 (東京都) から福祉事業基
 金として役立て下さいと篤
 志寄附がありました。
 大変ありがとうございます

若里 小坂 勝 さん

若里老人クラブへ
 若里 小坂 勝 さん

宮前町 片平 岩男 さん

佐呂間悠友クラブへ
 会長 足利 稔 さん

福祉事業に対して
 東京佐呂間会

牛乳で健康増進

牛乳は、多くの栄養が含まれる一番
 身近な飲み物です。

牛乳の消費拡大にご協力を！

佐呂間町の主要産業である牛乳の消費が落ち込み、牛乳の廃棄が余儀なくされています。酪農家が一生懸命に搾った牛乳を少しでも多く飲み、消費拡大にご協力をお願いします。

のモウ〜牛乳

